

外国人技能実習制度の介護分野における監理団体の取り組み

福山平成大学
中嶋 裕子

要旨：1993年に始まった外国人技能実習制度であったが、労働関係法令の違反や人権侵害が生じているなど国内外からの批判や指摘が相次いだことから、政府は「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（2017年）を制定し、新たな体制で技能実習生の受け入れを始めた。

新体制において、技能実習生を受け入れる際は、許可基準に適合し、認定を受けた監理団体を通すことが原則となった。監理団体の責務は、「技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために必要な指導及び助言をする」こととされているが、中には不正行為をはたらくものや悪質なものもあり、社会的・国際的な問題となっている。

本稿では、地元の企業や介護施設から信頼を得、介護分野の技能実習生に関わるC監理団体の理事長及び営業部長に聞き取り調査を実施し、技能実習制度の掲げる理念と現場との乖離を明確にし、現在の監理団体の抱える課題や今後の技能実習制度の在り方について考察した。

Key words：外国人技能実習制度、監理団体、技能実習制度の理念と現実の齟齬、不正行為、技能実習制度の失踪

I. はじめに

外国人技能実習制度は、1960年代後半から発展途上国などの現地法人の社員教育として日本で実施された研修制度を原型として1993年に創設されたものである。日本国での研修で、自国では修得が困難な技能等を修得・習熟・熟達させ、帰国後はその技術を母国の発展に活かすことを目的としたものであった。しかし、現状としては受け入れ側も送り出し側も出稼ぎ労働者としての認識があり、発展途上国の若者を人材確保の困難な労働分野で最低賃金かそれ以下で従事させることが一般的にみられていた。

労働関係法令の違反・人権侵害の温床との指摘や、対象職種の拡大・実習期間の延長の要望があったことから、2017年に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（以下、技能実習法）が制定された。本法では、技能実習に関し基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団

体の許可制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の措置が講じられた。また、介護職種も技能実習制度の対象として開かれた¹⁾。

新しい技能実習制度において、技能実習生の受け入れから監理までを企業に代わって行うのが「監理団体」である。監理団体は毎年増加しており、技能実習機構によると総監理団体数は2020年6月時点で、2,949団体となり今もその数は増加している²⁾。

II. 研究方法

1) 本研究の対象者と目的

1) 研究対象となる地域の特徴

本研究の対象となるC監理団体の事務所がある福山市は、広島県の東部に位置し、広島県東部から岡山県井笠地方に跨る備後都市圏の中心都市であり中核市である。世界最大規模の製鉄所で粗鋼生産量日本一を誇るJFEスチール西日本製鉄所

を管する工業都市でもあり、製造業が盛んである³⁾。

「福山市外国人住民国別人口一覧表」(2019.12)によると福山市の外国人住民は2019年12月時点で10,277人であった。ベトナムが最も多く3,469人(管内外国人労働者の全体の33.8%)、次いで、中国2,523人(同24.5%)、フィリピン1,618人(同15.7%)、韓国725人(同7.0%)であった⁴⁾。

2018年度の福山市における外国人労働者数は4,687人で、産業別従事者数の多さでは、1位が製造業2,917人(62.2%)、2位が卸売業・小売業453人(9.7%)、3位は建設業420人(9.0%)、4位は宿泊業・飲食サービス業188人(4.0%)であった⁵⁾。

在留資格者は、技能実習生が最も多く2,813人(60.0%)、次いで身分に基づく在留資格者が662人(14.1%)、専門的・技術的分野556人(11.9%)、資格外労働者559人(11.9%)、特定活動97人(2.1%)であった⁶⁾

2) 研究対象者

本研究の対象者は、福山市で高齢者福祉施設を運営しながら、外国人実習生の受け入れと指導を実施する監理団体とその理事長A氏と営業部長のB氏である。本監理団体は2018年7月に共同組合の監理団体として認可され、当初よりその実習制度を活用した技能実習生(以下実習生という)を受け入れ、主に介護現場に実習生を紹介している。2020年7月現在は31人の実習生を受け入れている。宗教・慣習上の理由などから、実習生の受け入れはベトナム人のみという方針をとっている。

(1) 理事長A氏

本監理団体の責任者であり理事長でもあるA氏は、市議会議員をしながら高齢者支援の必要性を感じ、2000年の「今後5ヶ年間の高齢者保健福祉施策の方向」(ゴールドプラン21)の実施を契機に、高齢者施設事業所を開所した。3つの高齢者施設の開設後、2017年の技能実習制度に照準を合わせて監理団体の設立の準備をしていた。

(2) 営業部長B氏

本監理団体の営業部長であるB氏はベトナム出身者である。ベトナムの機械系の短大を卒業後、自国での就職先として短大教員の職があったが、給与面などで将来性が描きにくいと考え、2011年9月から2014年にかけて技能実習制度を利用して来日した。実習先は、大阪の機械修理や製造、溶接の仕事であった。帰国後は、ベトナムの人材送り出し機関で通訳として勤務したがその後、C監理団体が立ち上げをするにあたり、A氏からベトナム人通訳として雇用したいという申し出があり、引き受けて現在は監理団体の営業部長として様々な業務を行い、現在に至る。

3) 研究の目的

地元の企業や介護施設から信頼を得、介護分野の技能実習生を紹介するC監理団体の理事長及び営業部長への聞き取り調査の結果から、技能実習制度の掲げる理念と現場との乖離・齟齬を明確にし、現在の監理団体の抱える課題や今後の技能実習制度の在り方について考察することを目的とした。

1. データ収集方法

C監理団体の理事長および営業部長を対象に2019年5月、2020年3月、7月に各2時間ほど半構造化面接を行い、①監理団体を興そうと思われた経緯、②現在の監理団体運営に関する理念や方向性、③実習生とのかかわりにおいて意識している事柄、④今後の展望に焦点を当てて語ってもらった。

面接内容は対象者の同意を得た上で録音し、逐語録を作成後、該当部分を引用した。語りの部分はイタリック体で記載した。

2. 倫理的配慮

対象者には、書面にて研究の趣旨、目的、方法を説明し、自由意思による研究参加を保障した。インタビュー時に答えたくない内容については回答を拒否することができ、いつでも中断が可能であること、拒否することで不利益は一切受けないことなどを書面を用いて説明した。

Ⅲ. 研究・調査結果

1. 外国人技能実習制度

1) 外国人技能実習制度の概要

1993年に始まった外国人技能実習制度であったが、労働関係法令の違反や人権侵害が生じているなど国内外からの批判や指摘が相次いだことや、対象職種の拡大、実習期間の延長の要望があったことから、我が国政府は、2017年に、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下 技能実習法）」を制定し、新たな体制で実習生の受け入れを始めた。

技能実習法においては、技能実習制度の目的を「人材育成を通じた開発途上地域等への技能、技術又は知識の移転による国際協力を推進すること」（第一条）とし、「技能実習は、技能等の適正な修得、習熟又は熟達のために整備され、かつ、技能実習生が技能実習に専念できるようにその保護を図る体制が確立された環境で行われなければならない」（第三条一項）。「技能実習は、労働力の需給の調整の手段として行われてはならない。」（二項）とした。

旧制度で課題となっていた事柄に、①政府（当局）間の取決めがない保証金を徴収している等の不適正な送り出し機関の存在、②監理団体や実習実施者の義務・責任の不明確さと実習体制の不十分さ、③民間機関である（公財）国際研修協力機構による法的権限がないままの巡回指導、④実習生の不十分な保護体制、⑤業所管省庁等の不十分な指導監督や連携体制があった。

新制度では、それぞれ、①実習生の送出しを希望する国との間で政府（当局）間取決めを順次作成することを通じ、相手国政府（当局）と協力して不適正な送り出し機関の排除を目指す、②監理団体については許可制、実習実施者については届出制とし、技能実習計画は個々に認定制とする、③新たな外国人技能実習機構（認可法人）を創設し、監理団体等に報告を求め、実地に検査する等の業務を実施する、④通報・申告窓口を整備し、人権侵害行為等に対する罰則等を整備し、実習先変更支援を充実させる、⑤業所管省庁、都道府県等に

対し、各種業法等に基づく協力要請等を実施し、これらの関係行政機関から成る「地域協議会」を設置し、指導監督・連携体制を構築する、という改正により、制度の趣旨の徹底を図った⁷⁾。

厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（2020）⁸⁾によると、在留資格別の割合（人数）は、身分に基づく在留資格が全体の32.1%（53万1,781人）、技能実習生が23.1%（38万3,978人）、専門的・技術的分野の在留資格が19.8%（32万9,034人）であった。技能実習生に関しては、増加率が最も高く、前年同期比24.5%増となった。

2) 外国人技能実習制度の理念と実践現場の乖離

先に述べたように技能実習制度の目的は「人材育成を通じた開発途上地域等への技能、技術又は知識の移転による国際協力を推進すること」であるが、実際には乖離があり、安価な労働力を確保するための制度、「現代の奴隷制」との指摘もある。

国際連合は、「研修・技能実習制度は、往々にして研修生・技能実習生の心身の健康、身体的尊厳、表現・移動の自由などの権利侵害となるような条件の下、搾取的で安価な労働力を供給し、奴隷的状态にまで発展している場合さえある。このような制度を廃止し、雇用制度に変更すべきである」と発表し⁹⁾、米國務省は「2020年人身取引報告書」において、「強制労働の事案は、政府が運営する技能実習制度において発生している。この制度は本来、外国人労働者の基本的な専門的技術を育成することを目的としていたが、事実上の臨時労働者事業となった」、「技能実習制度の雇用主は、技能実習制度の本来の目的に反して、多くの実習生を技能の教授や育成が実施されない仕事に従事させている」と指摘した¹⁰⁾。

監理団体の理事であるA氏も、技能伝習による国際貢献を全面に主張している実習制度に疑問を呈していた。それは、現場では、技能実習生を若く、安価な労働者として認識している現状があり、制度の掲げる理念と現場認識との乖離状態を放置、黙認していることへの問題提起であった。

ここが一番大事なところなんです、国の方は実習制度、技能実習制度と言いますから国に向けては実習という言葉でやります。ところが我々の現実、現場のところでは労働者です。働いていますという言葉を使わないといけない、そこに大きな溝があるんです。大きなギャップがあるんです。

実習制度について、会社の考え方では、労働者として受け入れているんだけど、国は実習生という。受け入れ側としては労働者を受け入れていると思っているし、本人達も労働によってお金を得ているという考え方で成り立っている制度であるということをもまずは始めに知ってもらいたいです。

現実には金澤（2019）の指摘にもあるように、外国人技能実習制度の目的は「決して安価な労働力の導入の為ではないと、してきた」が「誰もが認めるように実態は全く逆で、不足する産業現場の労働力の補充政策として位置付けられている」のである¹¹⁾。

そもそもA理事長が監理団体を興したのも国際貢献を目的としたものではなく不足する介護人材の確保が第一の目的であった。そのことについて、以下のように語った。

私のところも、私の友達の所も介護の現場ではまったくもう、募集しても効果がないという現実ですね。介護職の場合は介護職員のパイは決まっているわけですね。施設が増えればそのパイを奪い合うということになる。働く労働者を奪い合った結果、どの施設でも職員が足りないことになったんです。介護職員の場合は慢性的な労働者不足になると。そういうことを私が現場で体験したから監理団体を起こそうと思いました。

2. 監理団体

1) 監理団体とは

監理団体とは、技能等の移転による国際協力の推進を目的とする技能実習制度において国外からの実習生を受け入れ、実習先となる受入れ企業・

事業所で技能習得を行えるように第三者として監査やサポートを行う、営利を目的としない法人の機関である¹²⁾。

技能実習法により、技能実習生を受け入れる際は許可基準に適合し、認定を受けた「監理団体」を通すことが原則となった。同法で、監理団体の責務は「技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護について重要な役割を果たすものであることを自覚し、実習監理の責任を適切に果たすとともに、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力しなければならない（中略）技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために必要な指導及び助言をするように努めなければならない」とされている。

2) 監理団体の業務

技能実習生の受け入れ方式には企業単独型と団体監理型の2つのタイプがある。「企業単独型」とは、日本の企業等（実習実施者）が国外にある支店や子会社、現地法人や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施する方式であり、「団体監理型」とは事業協同組合や商工会等の営利を目的としない団体が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等（実習実施者）で技能実習を実施する方式である。

2018年末では企業単独型の受入れが2.8%、団体監理型の受入れが97.2%となっており、ほとんどの技能実習生は監理団体を通じて来日することになる。よって、監理団体の在り方が本制度の成功の可否を決定づけると言っても過言ではない。

監理団体の業務は具体的に、（1）実習生受入れまでの流れで行う業務内容、（2）入国直後の講習の実施、（3）監査に関する業務がある。具体的にみると、

（1）実習生受入れまでの流れで行う業務内容

監理団体は、送り出し国の技能実習生取次送出機関と契約を結び、実習先に技能実習生受け入れの申し込みを行う。実習先が作成もしくは監理団体が代わりに作成した実習計画を国際研修協力機構（JITCO）へ申請し、実習計画が認定される。

その後、監理団体が、地方入国管理局に申請を行い、入国許可を得、実習生が入国する。

送り出し国の取次送出機関は、実習生の生活および人生に大きな影響を及ぼす。これまで、失踪防止等を名目として、技能実習生本人やその家族等から保証金の徴収等をしたり、制度の趣旨・目的を理解せず、技能実習を単なる出稼ぎと捉えている不適正な送出機関があったことから、2017年度より、我が国と相手国の二国間取決めを順次作成し、各送出国政府において自国の送出機関の適格性を個別に審査し適正なもののみを認定し、それ以外のからの送り出しを認めないなどの処置がとられることとなった¹³⁾。

審査が厳しくなったとはいえ、それでも、悪質な取次送出機関は存在する。そこで、C監理団体では、300社以上あるベトナムの送り出し機関から面接して信頼がおけると思われた3社と提携していた。

ベトナム政府は送り出し機関への支払いは日本円にして約40万円を超えてはならないといった基準を示しているが¹⁴⁾、実際には、実習生は銀行などから50万—100万円の借金を背負うケースも多い。その額を日本での価値にすると8倍から10倍、つまり400万から500万円の借金を負うことになる。また、金利は8%程度と高額なため、一般的には借金が借金を生み、返済不能状態に陥ることも多い。

そこでC監理団体はまず、実習生が不当な借金を負わされないよう、実習生に支払金額を確認し、先方と協議し、返金してもらったこともあるとのことであった。

うちでは、実習生にいくら払ったか聞いて50万円以上払っていたらすぐ向こうへ電話してダメですよと約束が違いますよ、と言ってます、それで返してくれ、と言うてます。

今のところはないですけどもね、最初の頃はそういうこともあったな。言いましたけど。

実習生が来日のためにつくった借金には金利が

発生するため、C監理団体では、各実習生の借金を全額A氏が肩代わりして取次送出機関などに一括返済し、その後、実習生の給与からA氏に返済してもらうという手続きをしている。A氏への返金に金利は一切徴収しないため、実習生は、約5か月で返済を終えているようである。一括返済は控えてほしいとベトナムから要望があったが、一括返済は違法ではなく、また、実習生の為であるため、その方針は変えていないとのことであった。

また、A氏が監理団体の面接官としてベトナムに行くこと人材仲介業者が様々な接待をしようとする但他们が結果的に実習生の負担として上乗せされるのがわかっている為、訪越時には宿泊も飲食も滞在にかかる必要費は全額自身で負担していると話された。

(2) 入国直後の業務

実習生の入国一年目の在留資格は「技能実習1号」であるが、所定の技能評価試験に合格すると2・3年目は「技能実習2号」、4・5年目は「技能実習3号」になる。

監理団体は入国した実習生に対して、1号の期間の1/6以上(原則2か月)の日本語の教授や、一般的な日本の生活に関すること、入管法・労働基準法など技能実習生の法的保護に必要なこと、円滑な技能修得に関する知識を得るための座学講義を実施する必要がある。講師は、外部講師であり、専門知識を持ち、経歴、資格を持った者であることが必要となる。実習生は受講中に業務に携わることは禁止され、現場では見学のみ認められる。

監理団体は講習期間中、実習生に講習手当を支払い、実習生の宿舎を無償で提供することも義務付けられている。

C監理団体においては、国語の教員免許を持った元高校教員が日本語を教えている(写真1、写真2)。また、介護の分野では実習生でも訪問介護以外は業務として従事できるため、介護についての概念を広く理解できるよう社会福祉士の資格取得者が介護についての講義を担当している。

日本語の獲得支援については、実習先にも要望を伝えているとのことである。実習生の語学獲得についてA氏は次のように述べた。

我々監理団体からしたら早く仕事を覚えてほしいということで強力なサポートをしているんだけど

れど、何しろ言葉ですから半年や1年で日本語がペラペラ喋れるようになるというわけではないのでね。そこは担当者の方をお願いしてゆっくり話してもらおうとか、手取り足取り教えてもらおうとか、ちょっと申し訳ないんだけど親切丁寧にやってもらえませんかとお願いはしております。



写真1) C監理団体の所有する研修部屋
(座学講座が開かれる)



写真2) 実習生のくつろぎの部屋

(3) 監査に関する業務

監理団体は、1か月につき少なくとも1回以上、監理団体の役職員が実習実施者に赴いて技能実習の実施状況を実地に確認するとともに、認定された技能実習計画が適正に履行されているかの確認と指導を行う。

訪問指導とは別に、実習生の実習中、3か月に1回以上の頻度で、実習実施者(技能実習責任者及び技能実習指導員)から報告を受け、実習生の4分の1以上と面談して宿泊施設等の生活環境を確認し、その結果を管轄機構の地方事務所・支所の指導課に報告する。

定期的に訪問、監査することで実習生が実習施設においてふさわしい環境の中で学びを重ねているかを監督し、不適切な環境や研修内容になった時は監理団体から修正を勧告するのである。

C監理団体では、営業部長のBさんが毎月、技能実習制度の趣旨通り、企業訪問を実施し、実習生が安心して日本で働いているかどうか、実習先の都合で実習生が労働現場を回されていないか、トラブルはないかをチェックしている。そのチェック項目は多岐にわたり、31人の実習生の

実習先を見回するのに手一杯の状況という。以下、B氏が語ってくれた内容である。

実習生の派遣をする時点で信用度の高いところとのみ契約を結ぶのでトラブルは比較的少ないですが、先日、部屋に帰ると寒くて夜も眠れないのでエアコン設置をしてほしいと実習生の声がありました。ですから、実習先にエアコン設置の要望を出したということがありました。ベトナムは亜熱帯気候だから寒さには慣れていませんから。日常生活の質が落ちることによって実習にも影響が出ることを説明して依頼しました。

その後、定期的に巡回する中でエアコンは購入したけれど、設置工事に取り掛かれていない状況があったので、再度要望を出しました。

母国の家族や同郷の友達とのやり取りができるよう、wi-fiの設置要望を出したこともあります。

一方で、人手が足りず実際に訪問しないで書類だけで済ませる監理団体が多いとされている。監理団体の中では、「エア訪問」「エア監査」ということで実際訪問も監査もしていないのに書類で済ま

せているというのである¹⁵⁾。

B氏は他の監理団体に属する実習生とも面識があり、ベトナム人であることもあって、実習生らにとって頼れる存在である。B氏は、他の監理団体の業務不履行状況について、

実習生の知り合いに聞いてみても「組合（当該監理団体）は全然来ないです、呼んでも来ないです」という話を聞いたことがあります。

と語った。

法務省の報告では「不正行為」を通知した監理団体、実習実施者の数は2015年で273機関、2016年で239機関、2017年で213機関、2018年で112機関であった。数字としては減っているが、2018年度については、旧制度の適用を受ける機関のみを対象としたものである為、減少傾向にあるとは言えない。

A氏は監理団体の不正についても、インタビューの中で監理団体の責務を法的に遵守しているところは少ないと指摘していた。

あまりにもこの実習制度が複雑で、しかも不

合理なところもあるもんですから本当に真面目にやってみようと思ったら大変です。私の知る限りでは調査をしたわけではないけれども全国の70%ぐらいの監理団体が法律違反していますね。

実習生の立場に立ち、実習生の安全と実習に資する環境を設定させることが監理団体に求められている。しかし、インタビューにあったように監理団体の対応、実習先への監督が行き届きであるゆえに多くの問題が噴出している。その一つが、技能実習生の失踪問題である。

3. 外国人実習生の現状

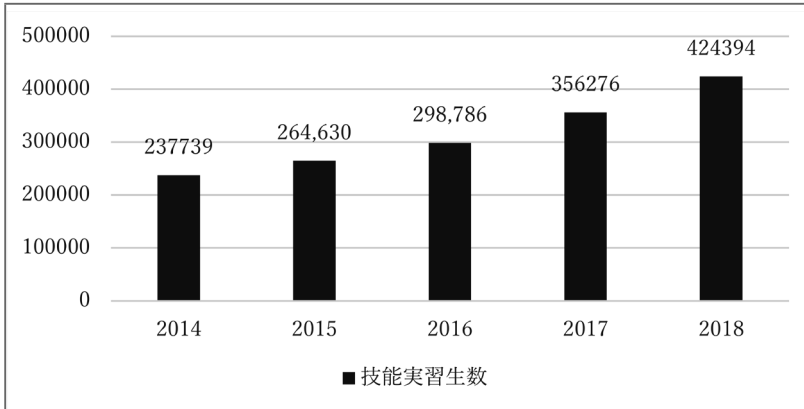
1) 技能実習生の失踪

実習生の受け入れ増加に伴い（図1）、失踪者も増加している（図2）。2018年は在留技能実習者数27万4,322人の内、3.3%を占める9,052人が失踪した。これは、前年から1,963人増であり、その数は増加傾向にある。2014年から2018年までの5年間の各年中に失踪した技能実習生の人数や、その人数が前年末の在留技能実習生の人数に占める割合の推移は、以下のとおりである（表1）。

表1) 2014年から2018年にかけての技能実習生の失踪者数とその割合

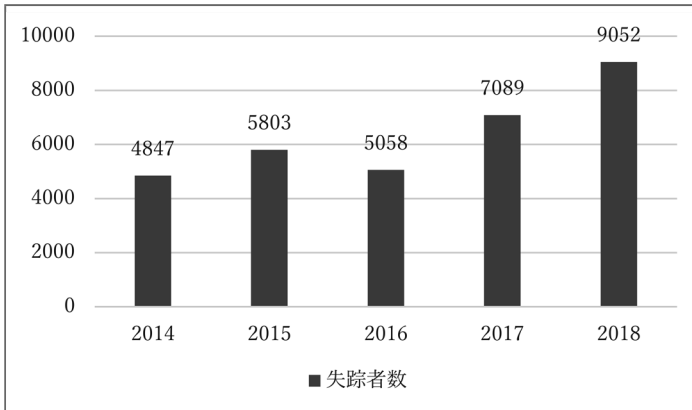
	① 失踪技能実習生人数（人）	② 前年末の在留技能実習生の人数（人）	①の②に対する数割合（%）
2014年	4,847	155,206	3.1
2015年	5,803	167,626	3.5
2016年	5,058	192,655	2.6
2017年	7,089	228,588	3.1
2018年	9,052	274,233	3.3

図1) 技能実習生の増加



引用) 法務省 技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム (2019)「調査・検討結果報告書」より筆者作成
www.moj.go.jp/content/001290906.pdf

図2) 技能実習生の失踪者の増加



引用) 法務省 技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム (2019)「調査・検討結果報告書」より筆者作成
www.moj.go.jp/content/001290906.pdf

2) 技能実数性 失踪の原因

法務省は2019年に実習先から失踪した5,218人の実習生とそれに対応する4,280の実

習実施機関の全てについて調査を実施し¹⁶⁾、対象機関の不正行為として認められた事案について下記(表2)の通り分類した。

表2) 実習施設の違反行為と内容

違反行為	違反内容	失踪人数(関係機関)
最低賃金違反	当時における地域別最低賃金を下回る賃金しか支払われていない	57人(51機関)
契約賃金違反	契約条件を下回る賃金しか支払われていない	64人(61機関)
賃金からの不適当な控除	賃金から住居費や食費等が控除される場合において実費を上回る過大な控除がなされている	92人(86機関)

時間外労働等に対する割増賃金の不払	時間外労働等に対する割増賃金が適正に支払われていない	176人(156機関)
残業時間等不適正	36協定未締結の状態で、残業又は休日労働をさせている	223人(189機関)
その他の人権侵害	上記に該当するもののほか、暴行・脅迫・監禁、違約金・強制預金、旅券・在留カード・預金通帳等の取上げ、正当な理由のない帰国の強制、ハラスメント等の重大な人権侵害に該当するおそれのあるもの	30人(23機関)
書類不備(重大)	賃金台帳が備え付けられていないもの又は保存期間の満了前に賃金台帳を廃棄した等の重大な不備	2,060人(1,788機関)
書類不備(軽微)	賃金台帳の必要的記載事項の一部に不記載が認められる等の軽微な不備	222人(195機関)
その他の不正行為	技能実習計画との齟齬、虚偽帳簿書類の提出	29人(25機関)

引用) 法務省・技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム(2019)「調査・検討結果報告書」より筆者作成
www.moj.go.jp/content/001290916.pdf

表2にあるように、労働賃金の支払いに関する違反行為が多数を占めていた。それを裏付けるように調査対象者の失踪前と失踪後の就労先における1か月当たりの平均手取り賃金額を比較すると、失踪後の就労における金額が技能実習時に比べて増加した者が約77.9%であり、単純平均をとると、増加率は約51.4%、増加額は月約5万8,000円であった¹⁷⁾。このように述べると、賃金のよりよいところを求めた本意の失踪のようであるが、実際には隷属的な扱い、強制労働の状態、搾取的な低賃金労働、虐待的環境からのやむに已まれぬ失踪である。一般的には「労働力の流動」として認識されるケースも、技能実習生では、制度上「失踪」扱いとなり、在留資格を失った「犯罪者」となる。不法滞在者となるがゆえに、以前と同様、もしくはそれ以下の環境の下で働かされる可能性がより高まるのである。

これらの実習施設の不正は本来監理団体が指摘し、是正処置を促すべきものであるがそれがなされていないということである。

A氏も、失踪の問題についてはたいへん心を痛めているとして、次のように語った。

調べてみたわけではないけれど、いろんな人の話を聞いてみてね、全国の7割の監理団体は会社のスタンスで実習生は若くて安いと思っているでしょう。1年に9000人の失踪者がいるということは、今日1日30人の人が逃げて、行き場を失って、どうしようこうしよう思って心配しているんでしょう、可哀想でしょう。9000人を受け入れてあげたい気分です。ここには入らんけども、かわいそうですよ。本当に色々な事に悩み悩み拳句に逃げるんですからね、かわいそうですよ。

また、その失踪の原因の大半を賃金の問題であることに言及して以下のように述べられた。

最低賃金制度のために、要するに安い賃金で若い労働者に来てもらえるとそういう概念が固定概念になってしまっていてそこから脱皮できないんですね、担当者の方に私が「あなたの会社は賃金が少し安いですよ」ということを申し上げたら「そう言われたら日本人より高くなるが」というわけです。日本人よりも若い労働力で安く使えるという概念が頭の中に固定されていて、それは違うん

ですよ、いくら説明してもありますね、そこに大きな問題が。失踪の原因は賃金なんです。これはいろんなケースがあります。いろんなケースがあるけれど賃金問題が一番です。

実際には最低賃金を支払わないどころか、借金を課し、マイナスの金額の明細とする実習先（企業）もあり、監理団体の存在意義、日本国としての常識も疑われる状況である。

3) 実習生への虐待の現状

技能実習生への虐待が疑われるとして、2018年には労働基準監督署と各地の入国管理当局が7300カ所超の実習実施機関に立入検査を行ったが、内、是正勧告を受けたのは、5,160カ所の実習実施機関で、内、検察庁に送検されたのは19件のみであった。NGOはこの件数の少なさは、裁判所の極端に高い証拠基準の設定に起因すると主張している。

厚生労働省は、外国人労働者向けのホットライン（日本語でのみ受け付け）に技能実習生から2197件の電話相談があったことを報告し、警察も1万4500件超の電話を受けたことを報告した。警察の電話相談の内、295件は人身取引事案として特定されたが、こうした電話が確実な被害者認知につながった否か、あるいはその後の捜査へとつながったかについては不明である¹⁸⁾。

こうした深刻な状況がみられるにもかかわらず、2019年における厚生労働省による監理団体の行政処分は認可取り消し2件、2020年6月時点では、認可取り消しが3件、改善命令が1件出されたのみであった¹⁹⁾。技能実習機構が監理団体を監督しているが実際には、監理団体を適切に監督できていない状況がある。

4. C 監理団体の姿勢と取り組み

以上のような現状を踏まえてC監理団体はどのような理念を掲げ監理団体の責務をはたしているのかについてみていきたい。

1) 受け入れ先企業との関係

(1) 企業との信頼関係を重視（実習生は自分の

子ども）

A氏は実習生への思いについて、

ベトナムでは大学を卒業しても自国で就職ができない人が多いですよ。だから、先進国に就職を求めてくる人もいるわけだから、せっかく来た彼らを成功に導いてやりたい。実習生は私の子供ですから。

と述べ、A氏は実習生を自分の子供だと思って気にかけてケアしているとのことであった。

そのため、実習生が働くこととなる取引先との信頼関係を特に重視していた。まず相手企業側の責任者と面談をして、実習生を安価で文句を言わない労働者としてしか認識していないことを見破るとその後は、その企業との付き合いを完全に断ち切る、とのことであった。安心して働ける環境を提供してくれる企業にのみ実習生を預けていた。

子供にはつらく、厳しく、安い賃金で働かせようとは思わないでしょ。ですから、安心して働ける環境を確保できる企業にしか紹介しないということ徹底しています。技能実習生は基本的に3年間を一つの事業所から離れることができないのだから、そのマッチングは非常に重要です。

我々は県内の最低賃金を満たさないところには決して派遣しない。実習受け入れ先の責任者さん、社長さんとの信頼関係を重視しています。

実際に実習生らはA氏のことを「お父さん」と呼び、ベトナム在住中から電話やメール、ラインでやり取りをし、来日後もメッセージのやり取りをしていた。また、実習生が事務所に来るときなども「ただいま」という挨拶で入ってきていた。

(2) 企業側に付度しない関係を保つ

監理団体は企業である実習先から実習生一人につき一月2万から5万円の監理費を納めてもらうため、監理団体によっては企業の立場から実習生に関わるケースが多い。実習生も、社長と監理

団体とは同じ立場と認識しており実習生が恐れて要望を出さないこともあるようだ。しかし、C 監理団体では常に実習生の立場から彼らの生活・労働環境の適切性を守るよう、強く実習先・企業側に要望を伝えていた。

実習生の生活の質が保てない場合は、他の実習先を紹介し直すこともあるとのことであった。

監理団体が儲け主義で、お金儲けでやってる監理団体だったら当然会社側にスタンスをおきます。会社から監理費をもらうわけだからどうしてもそちらに頭が下がるでしょ。私の場合、実習生が私の子供ですから私の子供が不利な立場に追いやられたら私は怒りますし、問題にします。もし会社側にスタンスを置いている人がいたら、実習生に対して「お前が働かないから、と会社の立場になって叱るでしょう。しかし、私は実習生のスタンスですからこういう対応は困りますよ、と会社に伝えます。

(3) 受け入れ企業の意識変革の促し

実習生を不適切な事業所や企業に一切紹介しないことは先に述べたが、企業側へのアドバイスとして「最大限に実習生をサポートすることがあなたの会社の利益になる」と伝えるなど、企業側の意識変革も促していた。

うちは実習生にスタンスを置いていますから管理費をもらってますけれども、「あなたの会社がうまく機能していこうと思ったら実習生が元気に働かんといかんでしょ」と、最大限に実習生をサポートすることがひいてはあなたの会社の利益になるということを伝えていきます。

2) 実習生との関係づくり

A 氏のモットーは「日本のお父さん」「実習生は自分の子供」である。母国を離れてせっかく日本に来た彼らを温かく迎えたいという A 氏はこのモットーについて、下記のことに重点的に取り組んでいた。

(1) 実習生との信頼関係

先に述べたように、A 氏は、実習生を自分の子どものようにその身を案じている為、全実習生の誕生日には合同の誕生日会を開催していた。顔を合わせて楽しい時間を一緒に過ごすことが彼らの息抜きになり、本音を聞ける場所でもあるためである。その場で、実習生にとって不都合なことを聞けば実習受け入れ先にも改善要望を伝えている。

その他、お正月や夏には皆で集まって食事をしたり、夏には吉野川に遊びに行ったりと定期的に交流を深めていた。

一か月に 1 回はお誕生日会をして全員の实習生にメールしてますね。表にしていますから誰が誕生日かっていうのはね。それとか毎月必ず訪問して安否状況とかもやっています。

(2) 日本文化や技術を伝える

A 氏は技能実習制度の在り方について全面的に肯定しているわけではないが、その理念である、「国際貢献」に理解を示している。せっかく日本を選んで来た実習生には日本の交通ルールやごみ分別、挨拶や感謝の文化なども学んで帰国してほしいと思っていた。日本文化に触れる機会をととのことで、2020 年 7 月に行われた日本語検定試験の試験終了後、実習生ら総勢 21 名を世界遺産でもある宮島に観光に連れて行っていた。

日本の文化とか勉強できるところに、みんな集まってね。バスで 1 日で帰ってこれるようなところを 1 年に 1 回は必ず連れて行こうと。世界遺産でそういったものも見せてやりたいと思ってるし。今度は、岩国の錦帯橋 1 日で帰れるように行こうかなと思っています。

また、介護職として入国した実習生に対しては、日本で、介護の技術を覚えてベトナム介護分野を切り開いてもらいたいという思いも語られた。

介護という概念がまだないですから、日本で学んだ技術を活かしてもらえれば。

介護の人はどっちか言うと目的がはっきりしてるね。N4という日本語検定という壁がありますからそれを越える人ですから。日本に来て介護の仕事をして将来ベトナムでもこういう老人施設で働くこともあるなど思ってます。まだベトナムでは介護施設というのが少ないんですよ。大都会のハノイでも5箇所ぐらいしかない。まだ40年前の養老院のような感じ。

しかし、彼らがベトナムに帰国後、その技術を生かして高齢者施設などで働こうと思っているかというところ。「どちらかといえば、そうではないだろう」とのことであった。

(3) 実習生の心身のケア

国内にある企業・事業所によっては業務中の事故であっても適切な申請がなされず、治療すら受けられていない実習生もいる。しかしC監理団体では、生活面の環境整備はもちろんのこと、生活相談、心身のケアなど多岐にわたったサポートを展開している。そのことについては、下記のように述べた

うちはきめ細かにやってますからね。うちの場合は生活の他、いろんなことも含めて相談にのったり特に病気とかねそう言ったことも世話しますから。指を切ったとかねそんなことはザラにあります。救急車に乗っていったことも、(持病で)入院して治療した子もいます。本当に命拾いした、日本に来てなかったらもう死んでますよ。でも今は治療して良くなって元気に働いてますけどね。そんなことも含めて監理団体というのがきめ細かいサポートしなければいけないんですよ。

それが会社にスタンスを置く監理団体だったらできるだけ会社に迷惑かけないようにということでも少々我慢しろということになるでしょうね。

5. 今後のC監理団体の展望について

C監理団体においては、(まだ帰国者は出てい

ないが) 帰国後のケアについても考えており、ベトナムでの仕事を紹介したり、再度日本に来たいという希望があればそれもサポートする準備があるという。

また、A氏は高齢者施設を経営し、監理団体として実習生の紹介も行っていることから、実習生を自身の高齢者施設で受け入れ、その後、就職として他施設を紹介して、また新たな実習生を受け入れて育成して、という一つの流れができると良い、と考えていた。

そして、受け入れ企業先の実習生に対する「安く使える若い労働者」としての認識を改め、日本人と同等の給料・待遇かそれ以上のものをお願いしたいということを語った。

6. 監理団体の在り方についての提言

A氏は失踪者の増加について、制度上の問題もさることながら、監理団体の在り方が問われるべきとの見解を述べた。夢を持ち、期待と希望にあふれて日本に来たにもかかわらず、過酷な環境の中、低賃金で健康も損ない、ひどい扱いをうける実習生がいる。過酷な環境から逃れるため失踪せざるを得ない状況だったとしても、失踪者は犯罪者として扱われ、強制送還の対象となる。結果、日本人を憎み、恨むようになるのは不幸なことである。だからこそ、そのような状況を引き起こさないため「我々監理団体が本当にしっかりサポートして日本が良かった、と言ってもらえるようにならないといけない」とのことであった。

また、今後の日本の国力を支えるにあたって、実習生の力が必要とされているからこそ、彼らを大事にすることが日本の国力につながる、と述べた。

今の技能実習制度の中で何が一番大事なのかと考えた時に、ずっと突き詰めていったら実習生が一番大事な大事なんじゃないかと、この事業の主役は実習生じゃないかというところに思い当たったわけです。だから実習生を中心に考えてもの考えていこうと。この技能実習制度は海外から来

てくれる子供たちが主役です。これはもう間違いない。それを大切にしないとこの事業が進んでいかないと思う。それが大きい視点から見たら、日本のためです。そういった方々の知恵や力を借りることが、日本国の国力に繋がると思いますよ。

IV. おわりに

技能実習制度における監理団体の中には利益追求のため、実習者に対しての責任を果たしていないものもある中、C 監理団体は「日本の父」として来日する実習生を迎えていた。

技能実習生制度をより円滑に進めるため、国は監理団体に認定制を導入し、実地検査等の実施及び、制度の厳格化を図っている。しかし、書類上

で整っていれば特に指導が入ることもなく、無法状態であると言わざるを得ない現状がある。

技能実習生の成果の可否は監理団体の質によって担保されるといっても過言ではない。互いの信頼と信用を根底においたC 監理団体の運営の在り方は現在の監理団体の在り方に一石を投じるものになると考えられた。

《謝辞》

本稿の執筆にあたり、快くインタビューに応じてくださり、ご協力くださいましたC 監理団体の理事長 A 様、営業部長の B 様、C 監理団体の関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

【註】

- 1) 介護職が追加された背景には、世界の各国で高齢社会が実現することを踏まえ、その技術移転を図るという意図もさることながら、2025 年まで毎年新たに 6 万人程度の介護人材を確保する必要があるという我が国での福祉分野における人材不足の緩衝を期待していることは否めない。厚生労働省（2019）「福祉・介護人材確保対策について」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000549665.pdf>（2020 年 7 月 28 日アクセス）
- 2) 一般監理団体が 1,491 団体、特定監理団体が 1,458 団体である。外国人技能実習機構
https://www.otit.go.jp/search_kanri/（2020 年 7 月 28 日アクセス）
- 3) 職業安定所が把握する外国人雇用事業所数は県内では広島所が 1,167 事業所と最も多く、次いで福山所 1,061 事業所、広島東所 659 事業所、尾道所 428 事業所、呉所 415 事業所、広島西条所 411 事業所の順となっている。外国人労働者数の状況では、広島所で 7,535 人、次いで福山所 6,245 人、広島東所 5,614 人、広島西条所 4,351 人、尾道所 3,934 人、呉所 3,163 人であった。事業所、外国人労働者数において福山市は相当数の数を抱えている。
厚生労働省「外国人雇用状況」https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09109.html（2020 年 7 月 28 日アクセス）
- 4) 福山市「福山市の統計」
<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/johokanri/24115.html#gaikoku>（2020 年 7 月 28 日アクセス）
- 5) 事業所の増加率を産業種で比較すると 1 位は建設業 703 事業所で前年同期比 23.6% 増、2 位は卸売業・小売業 669 事業所で前年同期比 23.0% 増、3 位は医療・福祉 225 事業所で前年同期比 16.6% 増であった。「広島労働局」（2020.1）「外国人雇用状況」の届出状況。
https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/riyousha_mokuteki_menu/mokuteki_naiyou/syougaisyakoyouinfo_00003.html（2020 年 7 月 28 日アクセス）
- 6) 上別府（2019）「広島県福山市における外国人労働者の実態、役割と課題 ー多文化共生社会の実現に向けてー」『都市経営』11, 3.
- 7) 法務省 入国管理局 厚生労働省 人材開発統括官「新たな外国人技能実習制度について」https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11800000-Shokugyounouryokukaihatsukyoku/0000204970_1.pdf（2020 年 7 月 28 日アクセス）
- 8) 厚生労働省（2020）『「外国人雇用状況」の届出状況まとめ』によると外国人労働者数は 165 万 8,804 人で、前年同期比 13.6% の増加（2007 年に届出が義務化されて以降、過去最高を更新した）。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09109.html（2020 年 7 月 28 日アクセス）
- 9) 国際連合（2010）「移住者の人権に関する国連専門家、訪日調査を終了」
https://www.unic.or.jp/news_press/features_backrounders/2805/

- 10) 在日米国大使館・領事館 「2019年人身取引報告書（日本に関する部分）」
<https://jp.usembassy.gov/ja/trafficking-in-persons-teport-2019-japan-ja/> (2020年7月28日アクセス)
US Department of States, Trafficking in Persons Report 2020
<https://www.state.gov/wp-content/uploads/2020/06/2020-TIP-Report-Complete-062420-FINAL.pdf>
(2020年7月28日アクセス)
- 11) 金澤剛 (2019) 「技能実習制度を生かすために特定技能制度の前に総括が必要である」 国際介護人材育成事業団、
<https://kokusai-kaigo.jimdofree.com/> 調査研究 / (2020年7月28日アクセス)
- 12) 監理団体は、商工会議所、商工会、中小企業団体、職業訓練法人、農業協同組合、漁業協同組合、公益社団法人又は公益財団法人など営利を目的としない団体であることが求められる
- 13) 外国人技能実習機構 (OIT) <https://www.otit.go.jp/soushutsu/> (2020年7月28日アクセス)
- 14) ベトナムの労働・傷病兵・社会問題省は、送り出し機関が実習生から徴収できる手数料の上限を、3年の技能実習の場合は3600ドル(約40万円)と定めている。最も高い月額賃金水準のハノイでも約2万円/月である。多額の借金を抱えて技能実習生は来日する。<https://dot.asahi.com/aera/2019072500023.html?page=3> (2020年7月28日アクセス)
- 15) 月刊日本編集部 (2019) 「元職員を直撃! 日本全体で毎月130億円を「売り上げ」る、技能実習「監理団体」の闇」ハーバー・ビジネス・オンライン
<https://hbol.jp/204561> (2020年7月28日アクセス)
- 16) 法務省 (2019) 「調査・検討結果報告書」技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム www.moj.go.jp/content/001290916.pdf (2020年7月28日アクセス)
- 17) この時、失踪前後の平均賃金を確認できたのは77人のみであったため、77人中の数字である。同上掲
- 18) 在日米国大使館・領事館 「2019年人身取引報告書（日本に関する部分）」
<https://jp.usembassy.gov/ja/trafficking-in-persons-teport-2019-japan-ja/> (2020年7月28日アクセス)
- 19) 厚生労働省 (2019.10.8) 「監理団体の許可を取り消しました」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_06854.html (2020年7月28日アクセス)
厚生労働省 (2020.6.23) 「監理団体の許可と技能実習計画の認定の取消し等を行いました」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11945.html (2020年7月28日アクセス)